

神戸製鋼石炭火力訴訟 —— 気候訴訟の課題と展望

2023年8月2日

弁護士 杉田 峻介

(神戸製鋼石炭火力訴訟弁護団)

日本の気候変動訴訟

- 日本では、石炭火力発電所の設置・稼働を争う訴訟が複数存在
（事業者に対する稼働等の差止請求、設置に関する行政処分の取消請求）
- それ以外の種類の訴訟は、現状存在しない
—— 関係する背景
 - ① 日本では環境団体訴訟の制度がない（民事訴訟）
→ 個人が原告となり、「自身の」権利侵害を主張・立証する必要
 - ② 政府の削減義務を直接争う方法や、憲法異議等の手続の制度もない
 - ③ その他（民事・行政訴訟での主張・立証のハードルの高さ、専属的に取り組める弁護士の不足等）

• 日本の石炭火力発電所をめぐる訴訟

- 仙台パワーステーション事件
 - 民事訴訟（2017年～2021年 仙台地裁・仙台高裁）
- 神戸製鋼石炭火力発電所事件
 - 公害調停（2017年～2018年 兵庫県公害審査会）
 - 民事訴訟（2018～ 神戸地裁・大阪高裁）
 - 行政訴訟（2018年～ 大阪地裁・大阪高裁・最高裁）
- 横須賀石炭火力発電所事件
 - 行政訴訟（2018年～ 東京地方裁判所・東京高等裁判所）

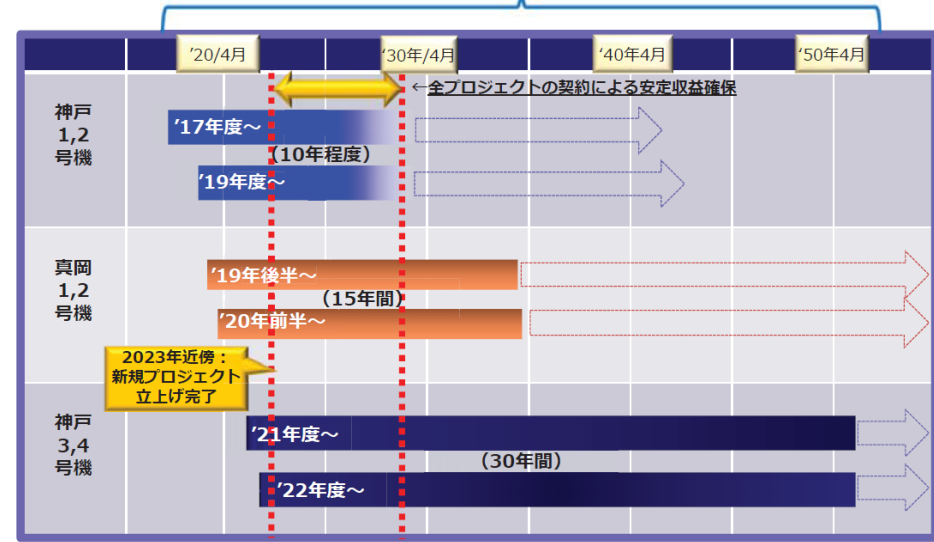


写真: 神戸製鋼石炭火力行政訴訟の際の裁判所入廷

神戸製鋼の新設石炭火力発電所

- 2013年以降、関西電力の電源入札に伴い、神戸製鉄所（神戸市灘区、現「神戸線条工場」）内の高炉跡地に計画
- 2基（3号機・4号機）合計出力 130万kW
- 環境影響評価手続（環境アセス）を実施
→ 経済産業大臣が計画について環境保全の見地からも問題ないとして事実上是認
- 年間のCO2排出量 **約692万t**
- 関西電力と電力受給契約・売電

締結済みの電力供給契約：各契約期間（神戸1,2号機は新契約移行後）



発電所の石炭使用量とCO2排出量

石炭の年間使用量	317万ト
CO ₂ の年間排出量	
新設の発電所からの排出量	約700万ト (200万世帯分)
既設・新設発電所合計排出量	約1400万ト (430万世帯分)
神戸市の排出量	約1200万ト

上表：神戸の石炭火力発電を考える会作成資料から

上表：神戸製鋼作成資料から

世界の年間エネルギー起源排出量で見たとき、世界の約5000分の1 (0.02%)

2021年度・2022年度から30年以上の稼働計画

1・2号機を合わせると年間約1400万tものCO2排出

神戸製鋼の石炭火力発電所の稼働差止訴訟(民事訴訟)

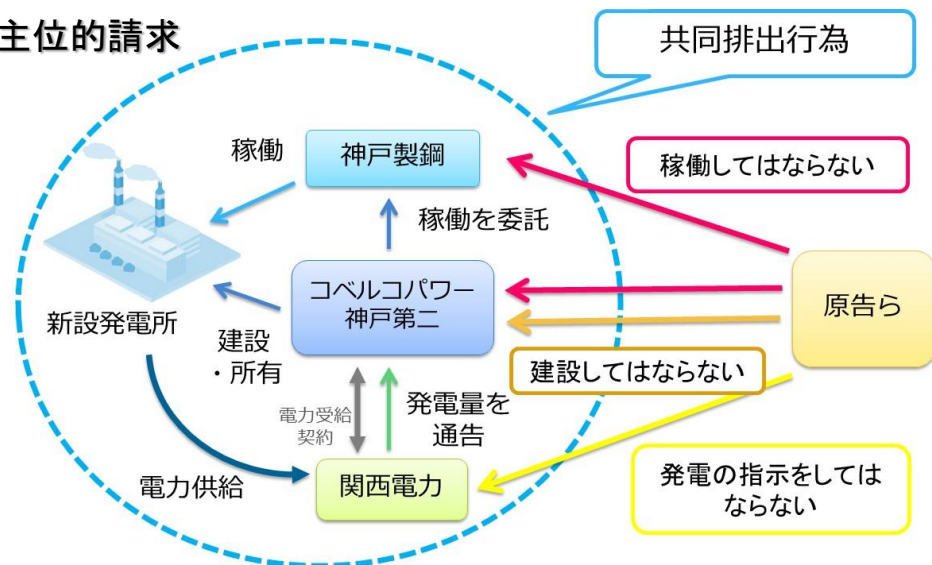
- 原告 周辺住民（神戸市在住者中心 子ども、親子原告も含む 当初40名）
被告 神戸製鋼（日本の大手製鉄メーカー）
神戸製鋼の子会社
関西電力（日本の大手電力会社）
- 請求内容 人格権・平穏生活権に基づく、神戸製鋼が建設・稼働する石炭火力発電所についての、建設・稼働・稼働指示の差止請求（主位的請求）・CO2排出等の段階的差止請求（予備的請求）
- 2018年9月提訴、2023年3月一審判決（請求棄却） → 控訴



画像：神戸製鉄所敷地から約400mの新在家南町より(※パノラマ画像) 2018年11月2日
神戸の石炭火力発電を考える会提供

本件の請求と一審判決

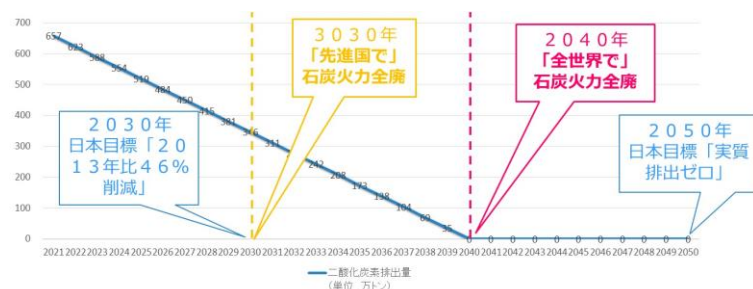
主位的請求



- 新設発電所からのCO2の大量排出は、地球温暖化に寄与し、気候変動による災害等を通じて原告らの生命・身体・健康・生活に被害を生じさせる

→ 人格権等に基づき、発電所の稼働の全部（予備的には一部）の差止請求

予備的請求（段階的な削減請求）



- しかし、神戸地裁は以下の理由により請求を棄却

- 原告らの生命、身体、健康に「具体的危険」が生じていない

原告らが実際にどのような被害に遭うかは不確実、1. 5度目標の達成が不可能で予想されるような被害が現実化するとも言い切れない ……

- 被告の排出と原告の被害との間に「相当因果関係」がない

CO2排出は個々の住民に直接被害を生じさせるものではない、CO2排出量は地球全体で総量管理が必要、新設発電所からの排出は地球規模で見れば0.02%の割合にすぎない …

一審判決の誤りと反論

- 一審判決は、地球温暖化による被害を理由とする差止請求は認めつつも、「被告の排出で原告に被害が生じる具体的危険」と、「排出と被害の相当因果関係」を否定
—— 「大海の一滴論」「皆の被害は誰の被害でもない論」
- しかし、これは気候変動の構造に対する理解を欠き、気候変動への危機意識の低さを示しているもの

—— 一審判決への反論と再整理

- 気候変動悪化の構造 —— 不特定多数のCO2排出が気候変動を生じさせる
→ 排出行為の危険や因果関係は集団的なもの
- 被害の態様 —— 気温上昇、災害増加、生活の変容など、人間の生存・生活のあらゆる面での被害、今後それが益々悪化する
→ そのようなあらゆる面での被害が進行した状態自体が、人権侵害（人格権侵害）状態
そして、**気温上昇が1.5℃を超える状態は重大な人格権侵害状態とみるべき**
- CO2排出行為の評価 —— あらゆる排出は温暖化に寄与するが、排出の量、排出の原因や態様などを踏まえて排出行為の違法性が評価される
→ **1.5℃目標を不達成にするような排出行為（排出の時期・量）は違法として差止対象**

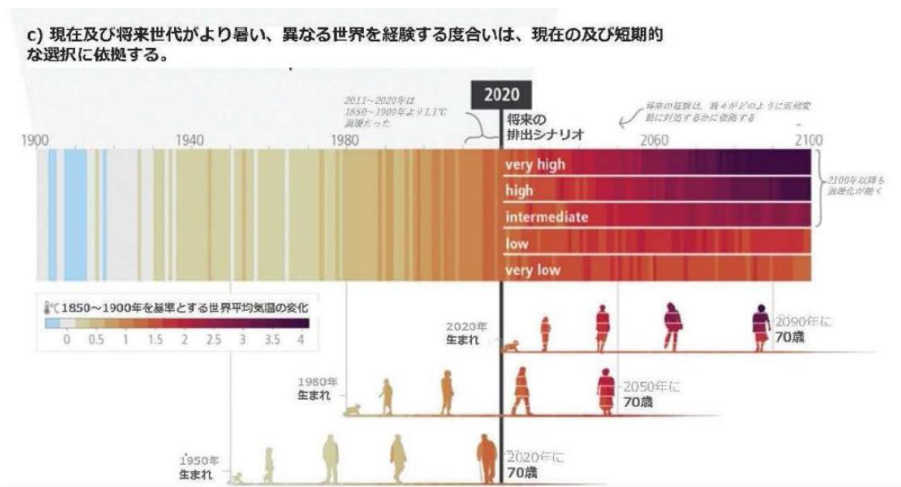


図1 IPCC第6次統合報告書（AR6 SPM.1） SPM.1

CO2排出
(大量排出)
=侵害行為

世界各地の排出源からのCO2排出

世界各地の主体による
排出



被告の
排出

排出削減をしないと...

「1.5℃目標の達成を不可能にするような排出」は違法
(受忍限度を超える侵害行為)

2030年に、計画段階の50%を超えてCO2を排出してはならない

被告の新設発電所の性質

- ・排出量多量(年間約692万t)
 - ・石炭火力発電所
発電部門→世界的に削減が必須、再エネ等による代替可
石炭火力→最も非効率、世界的にも最も早期の削減対象
 - ・今後の削減見込みなし
 - ・世界的に排出削減の必要性が明確となっている時期に計画
- ＋
残余のカーボンバジェット
日本の削減目標(2030年に2013年比46%)

1.5℃目標を達成できないような排出の継続

1.5℃にとどまる累積排出量の超過

1.5℃を超える気温上昇

気候変動の激化

1.5℃超過で、あらゆる面での深刻な被害を受ける状態
— 重大な人権侵害

CO2の累積排出量の増大
(世界全体)

大気空間のCO2濃度の上昇・気温上昇(世界全体)

気候変動の進行(世界全体)

世界各地の人々の被害

原告の被害

被害の深刻化(世界各地)

排出
↓
被害

因果関係・
具体的危険

控訴審におけるCO2排出削減請求

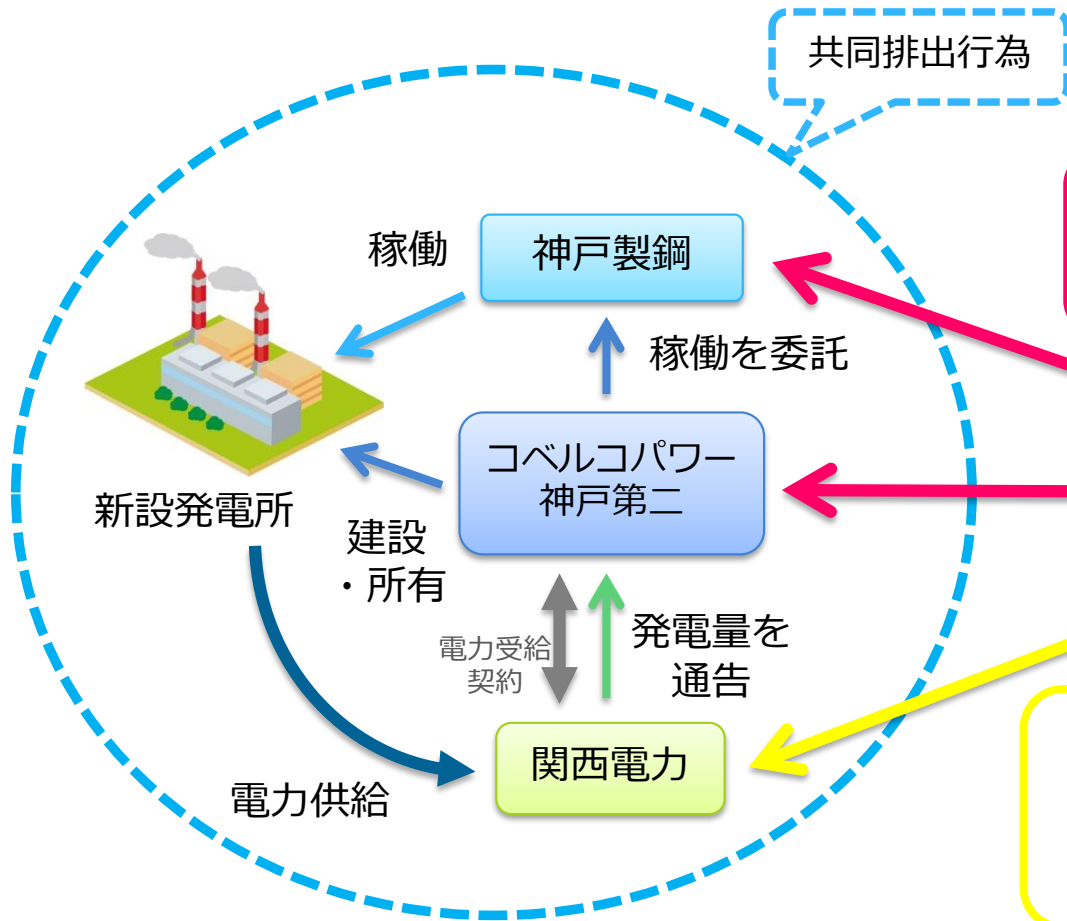
= 2030年時点 2018年比
50%削減請求

共同排出行為

2030年以降、計画段階の見込み
排出量の50%を超える量のCO2
を排出してはならない

原告ら

2030年以降、(CCS・CCUSが設置
されていなければ)上記のCO2排出
量に対応する発電量を超えて、発電
量の通告をしてはならない



日本の気候変動訴訟の課題と展望

- 現状の訴訟類型ごとの論点
 - 民事訴訟 → 権利性、具体的危険、因果関係、受忍限度（違法性）
 - 行政訴訟 → 原告適格・主張制限、行政裁量
 - 「大河の一滴論」「皆の被害は誰の被害でもない論」を訴訟上克服する必要
- 日本の裁判所の危機意識の低さ、国（行政）の政策への盲信（← 日本社会全体の危機意識の低さ）
- 他方で、僅かずつではあるが、以前よりは裁判所の意識の変化も
 - 神戸石炭火力訴訟も含め、国内の訴訟で引き続き強く取り組む必要